

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた 取組について

令和 7 年 6 月 3 0 日
総務省自治行政局

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について①

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

1．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化 （1）官公需における価格転嫁策の強化

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては**最低制限価格制度等を付す運用を徹底する**。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、**自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。**

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

【実行計画を踏まえた対応】

① 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

○ **令和7年1月**に取りまとめた低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用状況に関する実態調査の結果を踏まえ、

- ・ **制度未導入の自治体**においては、**制度を導入**すること
 - ・ 工事等一部の契約で制度を導入している自治体においては、**工事以外の契約に拡大**すること
- について検討いただきたいこと等を依頼。

○ **現在**、両制度に係る**自治体ごとの導入状況をフォローアップ中**（R7.5.19依頼）であり、**9月を目途に、その結果を取りまとめ、「見える化」して公表する予定。**

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について②

② 低入札価格調査制度等の運用改善等

- 実行計画を踏まえ、自治体に対して、適切な価格転嫁を実現するに当たり留意すべき事項を通知（R7.6.26）。

【低入札価格調査制度・最低制限価格制度について】

- ・ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、原則、全ての入札において導入することを検討いただきたいこと。
- ・ 低入札価格調査における調査基準（調査基準価格）及び最低制限価格について、各種法令を遵守できる適正な割合とすること。
- ・ 調査基準価格及び最低制限価格の設定に当たっては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」において示されている算定方法や、各業所管省庁における対応も参考とすること。

【期中における必要な契約変更について】

- ・ 複数年度にわたる契約については、①労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項（スライド条項）を契約に定めておくこと、②受注者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速・適切に協議を行うこと等の対応を適切に行うこと。
- ・ 指定管理者制度においても、賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を見直すことや、その旨をあらかじめ協定に定めておく等、適切に対応すること。

【その他】

- ・ オープンカウンター方式を採用する場合においても、調達の性質に応じ、応募できる者の事業所の所在地に関する必要な資格等を適切に定めるとともに、当該調達に参加した者の見積書の金額が不当に低いものとなっていないか確認するなど適切に対応すること。

③ 価格転嫁等に関する相談窓口の設置

- 全自治体に価格転嫁等に関する相談窓口を設置するとともに、令和7年6月27日から、中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、官公需に関する相談受付を開始。今後、「下請かけこみ寺」に寄せられる相談について、総務省も共有し、自治体の対応状況を把握した上で、把握した情報を基に自治体に対して必要な助言を実施。

(参考) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について

令和7年1月公表

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するもの。
- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況を調査・取りまとめを行ったところ。

調査結果の概要

＜低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R6.9.30時点）＞

	導入状況		工事を除いた導入状況	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
① 低入札価格調査制度のみ	1団体（2.1%）	88団体（5.1%）	1団体（2.1%）	9団体（0.5%）
② 最低制限価格制度のみ	0団体（0.0%）	799団体（45.9%）	0団体（0.0%）	191団体（11.0%）
③ ①と②の併用	46団体（97.9%）	756団体（43.4%）	39団体（83.0%）	274団体（15.7%）
④ 未導入	0団体（0.0%）	98団体（5.6%）	7団体（14.9%）	1,267団体（72.8%）

- 制度を導入していない地方公共団体においては、制度の導入について検討いただきたい。また、工事等一部の請負契約について制度を導入している地方公共団体においても、制度の対象を工事以外の請負契約に拡大することについて検討いただきたい。